

保険金のお支払い例



保険金をお支払いできる主な場合



火災


- タバコの消し忘れて火災を起こし、洋服や家具を焼失させてしまった。 図1
火災による家財の被害は補償の対象です。
- 隣室から出火して自室の洋服等が焼失してしまった。
類焼も補償の対象です。



図1

落雷

- 落雷でテレビとパソコンが故障してしまった。
落雷による損害は補償の対象です。

破裂

- 調理後、ガス栓を締め忘れ、ガス爆発を起こし洋服や家具を焼損させてしまった。

家財

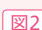



漏水

- 上の階からの漏水でテレビが壊れてしまった。
漏水事故により家財に損害が生じた場合は補償の対象です。
被害事故のため、保険金支払後、当社から加害者に求償する場合があります。



盗難

- アパートの駐輪場から自転車を盗まれてしまった。 図2
※1
構内指定の保管場所で盗難に遭った自転車、および125cc以下の原動機付自転車は補償の対象です。(10万円限度)
- 窓ガラスが割られ、部屋にあったパソコン、デジカメ、現金を盗まれてしまった。 図3
※1
現金の損害については20万円が限度です。

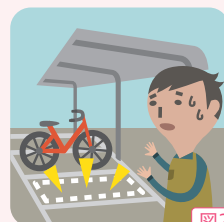


図2



図3

※1 警察への被害の届出がなされ、盗難として受理された場合が補償の対象です。なお、家財の種類により支払限度額がありますので、詳しくは約款をご参照ください。

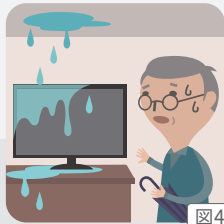


ここでは本保険の概要をご理解いただくために内容を簡単に記載しています。実際のお支払いの判定基準は複合的要素も加味して判定されますので詳しくは約款をご参照ください。



保険金をお支払いできない主な場合

雨漏り

- 雨漏りでテレビが壊れてしまった。  図4
「雨漏り」を原因とする事故は補償の対象外です。
(このケースは建物所有者の責任となります。)

落雷


- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消失してしまった。
パソコン内のデータなどは補償の対象外です。

盗難

- 自転車で帰宅中にバッグをひったくられた。^{※2}
- 車上荒らしに遭い、車の中にあったカメラを盗まれてしまった。^{※2}
- 買い物先の店の前に置いた自転車を盗まれてしまった。^{※2}

※2 家財が借戸室の外にある間に生じた盗難は補償の対象外です。

破損

- タンスに収納していた35万円の指輪と25万円のバッグを盗まれてしまった。
30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品、20万円を超える時計、財布、バッグは補償の対象外です。
- リビングで花瓶を落として割ってしまった。  図5
火災、落雷などお支払いできる事故以外の原因で生じた損害については補償の対象外です。
- 自家用車にボールが当たり、フロントガラスにヒビが入ってしまった。
自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外です。
- 大地震によりタンスが倒れ破損してしまった。
地震による家財の損害は補償の対象外です。



家財

ここでは本保険の概要をご理解いただくために内容を簡単に記載しています。
実際のお支払いの判定基準は複合的要素も加味して判定されますので詳しくは約款をご参照ください。

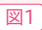
保険金をお支払いできる主な場合

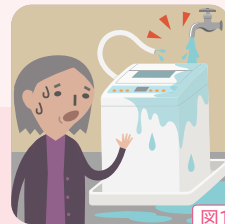
入居者賠償責任



大家さん(貸主)に対する賠償責任

漏水

- 洗濯機のホースが外れ、借用戶室の床に水濡れ損害を与えてしまった。^{※1} 



火災

- タバコの消し忘れで、借用戶室を焼失してしまった。^{※1}

破裂
爆発

- ガス爆発を起こし、部屋の内装を大破させてしまった。^{※1}
- ガス爆発を起こし、隣室に損害を与えてしまった。^{※1}



^{※1} 入居者の過失によって発生した火災・破裂・爆発・漏水により貸主の財物に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合は、補償の対象です。

第三者に対する賠償責任

漏水

- 洗濯機のホースが外れ、階下の内壁、家財に損害を与えてしまった。^{※2}

偶然な
事故

- 自転車に乗っている際、他人にぶつかり怪我を負わせてしまった。^{※2} 
- ベランダから植木鉢を落とし、下に駐車していた車(他人所有)を壊してしまった。^{※2} 
- サッカーをしていて、共用部分のドアガラスを割ってしまった。^{※2}



^{※2} 偶然な事故により他人に怪我をさせたり、財物を破損したことにより法律上の賠償責任を負う場合は、補償の対象です。

費用



ドアロック
交換費用

- 盗難目的でドアロックが被害に遭ったため、ドアロックを交換した。

盗難品はないが、盗難をねらった器物損壊のため、ドアロックを交換した場合ドアロック交換費用も支払います。(3万円限度)



ここでは本保険の概要をご理解いただくために内容を簡単に記載しています。実際のお支払いの判定基準は複合的要素も加味して判定されますので詳しくは約款をご参照ください。

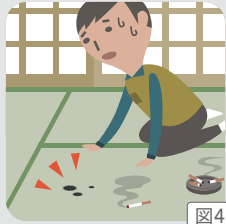



保険金をお支払いできない主な場合

漏水

- 水道管の老朽化によって、階下に漏水してしまった。
このケースでは建物所有者の責任となります。
- トイレの排水口が詰まったので、業者を手配し詰まりの解消を行い、その費用を負担した。
給排水設備自体に対する損害の賠償責任は補償の対象外です。

破損

- タバコの火で畳を焦がしてしまった。  図4
火災に至らない焦損は補償の対象外です。
- 部屋の模様替えで家具を移動した際、
内壁に当たり破損してしまった。  図5 **※3**
- 入居者が借用戶室で転倒し、
居間の戸を破損してしまった。 **※3**

※3 火災、破裂・爆発、漏水のお支払いできる事故以外の原因で生じた損害については、補償の対象外です。

自動車事故

- 自動車を運転していて、他人を怪我させてしまった。
自動車による事故は、補償の対象外です。

職務遂行時の事故

- 被保険者が職務遂行中に作業先の天井を破損してしまった。
職務(業務)遂行に直接起因する事故は補償の対象外です。

費用



ドアロック交換費用

- 近所で空き巣が頻発していて不安だったため、
ドアロックを交換した。
予防のための交換は補償の対象外です。実際に盗難被害に遭い、再発防止のために交換した費用のみ補償の対象です。



ここでは本保険の概要をご理解いただくために内容を簡単に記載しています。
実際のお支払いの判定基準は複合的要素も加味して判定されますので詳しくは約款をご参照ください。

保険金をお支払いできる主な場合

費用



修理費用

- 台風で瓦が飛んできて、窓ガラスが割れてしまった。
飛来物による被保険物件の損害は補償の対象です。
- 誤って借戸室の窓ガラスを割ってしまった。
貸主との取り決め(原状回復義務等)で借主が負担する費用は補償の対象です。ただし、外壁に接する窓ガラスの修理費用が補償の対象です。
- 気温の変化により、網入り窓ガラスにヒビが入ってしまった。 **図1**
網入り窓ガラスは気温の上昇により、網(金属)とガラスの膨張率の違いからヒビが入ることがあります。この場合は補償の対象です。
- 凍結により、給水管が破損してしまった。 **図2**
凍結による借戸室内の給水管破裂、パッキンの破損、便器・便座の破損は補償の対象です。さらに、給水管凍結で水が出ない状態になった場合の復旧工事代も補償の対象です。
- 凍結により、給湯器が破損してしまった。
凍結による給湯器(屋内外設置)の破損は補償の対象です。
- 化粧ピンを落とし、洗面ボウルがヒビ割れてしまった。 **図3**
洗面ボウルの修理費用は補償の対象です。

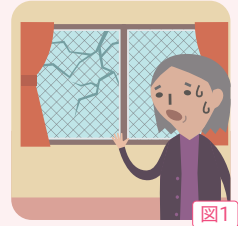


図1

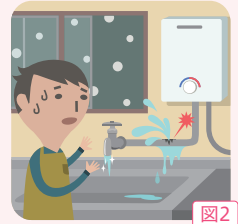


図2

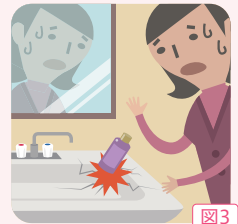


図3



遺品整理

- 入居者が入居物件内で孤独死し、専門業者に遺品整理を依頼した。^{※1}
清掃・消臭費用、修復費用も補償の対象です。
修復費用、清掃・消臭費用、遺品整理費用を合わせて30万円限度

※1 孤独死とは、入居者が誰にも看取られることなく、入居物件内で死亡することをいいます。



競売物件 敷金補償

- 入居中の物件が抵当権の実行により競売されたため、賃貸借契約更新の際、新オーナーと再度、賃貸借契約を締結することとなり、敷金の請求をされた。



地震転居

- 地震により借戸室が半壊の被害に遭ったため、転居した。
地震により半壊以上の損壊が発生し、その公的証明が得られ、かつ転居した場合に、一律5万円の転居費用を支払います。



ここでは本保険の概要をご理解いただくために内容を簡単に記載しています。
実際のお支払いの判定基準は複合的要素も加味して判定されますので詳しくは約款をご参照ください。



保険金をお支払いできない主な場合

費用	修理費用	<ul style="list-style-type: none"> ● ドアの鍵穴にいたずらや嫌がらせにより、異物を詰められた。 いたずらや嫌がらせによる被害は補償の対象外です。 	<p>図4</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 誤って借用戶室内の間仕切りドアのガラスを割ってしまった。 図4 外部と接する窓ガラス以外は補償の対象外です。 ● 老朽化により、給湯器が破損してしまった。 	<p>図5</p>
その他	疾病等	<ul style="list-style-type: none"> ● 病气や怪我で入院した。 病气や怪我に関する費用は補償の対象外です。 	
	保険対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 別居の娘が自転車に乗っている際、自動車と衝突。損害を与えてしまった。 別居の親族は補償の対象外です。 	



ここでは本保険の概要をご理解いただくために内容を簡単に記載しています。実際のお支払いの判定基準は複合的要素も加味して判定されますので詳しくは約款をご参照ください。